

改正

昭和六一年四月一五日三重県規則第二六号
平成一〇年三月三一日三重県規則第二五号
平成一一年三月一九日三重県規則第二八号
平成一三年一〇月一九日三重県規則第八四号
平成一五年三月一四日三重県規則第一三号
平成三〇年三月三〇日三重県規則第四三号
令和二年一二月一五日三重県規則第八五号

旅館業法施行細則をここに公布する。

旅館業法等施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）及び旅館業法施行条例（昭和六十一年三重県条例第二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(人の性的好奇心をそそるおそれのある構造設備)

第二条 条例第一条第十一号及び第二条第十一号の規則で定める構造設備は、次のとおりとする。

- 一 浴室（脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外部から見える構造
- 二 振動寝台、回転寝台その他の特殊な構造の寝台
- 三 人の就寝する姿を映すために壁、天井等に設置する大型の鏡
- 四 人の性的好奇心をそそるおそれのある器具、玩具その他これに類するもの
- 五 施設の外部における人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金等を表示する設備

第三条から第五条まで 削除

(基準の緩和)

第六条 旅館業の施設が、省令第四条の三に定める基準を満たす設備を有する場合は、条例第一条第二号に掲げる基準及び条例第二条第二号に掲げる基準によらないことができる。

- 2 省令第五条第一項第一号及び第三号に掲げる施設については、条例第一条第二号、第六号及び第七号に掲げる基準並びに条例第二条第二号及び第四号から第七号までに掲げる基準によらない

ことができる。

3 公衆衛生の維持又は善良な風俗の保持の見地から知事が条例第一条第二号に掲げる基準及び条例第二条第二号に掲げる基準を適用する必要がないと認める施設については、これらの基準によらないことができる。

4 旅館業の施設が、出入口及び窓に鍵をかけることができるものである場合は、条例第一条第六号に掲げる基準及び条例第三条第三号に掲げる基準によらないことができる。

(収容定員)

第七条 旅館業に係る施設の客室の収容定員については、次によらなければならない。ただし、省令第五条第一項第一号及び第三号に掲げる施設については、この限りでない。

一 旅館・ホテル営業に係る施設の客室は、床面積三・三平方メートル（寝台を置く客室にあつては、床面積四・五平方メートル）につき一人とすること。

二 簡易宿所営業に係る施設の客室は、床面積三・三平方メートルにつき一人とすること。

2 下宿営業に係る施設の客室は、床面積七平方メートルにつき一人とする。

(旅館業許可申請書)

第八条 省令第一条第一項に規定する申請書は、旅館業許可申請書（第一号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要でないとする場合にあつては、第四号から第七号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

一 建物の配置図（縮尺、方位及び敷地の境界線を明示したもの）

二 付近見取図（縮尺、方位を明示したもの）

三 各階の平面図（縮尺、方位、間取り及び各室の用途等を明示したもの）

四 立面図（色彩を明示し、かつ、全周を明らかにしたもの）

五 玄関帳場及びその周囲の鳥かん図

六 屋外広告物及び屋外照明設備の形状、色彩及び設置場所を明示した図面

七 完成予想図（透視図）

八 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し

3 法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するにあつては、省令第一条第一項第三号から第五号までに掲げる事項（第十一条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

4 営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出す

るに当たっては、営業施設の構造設備（第十一条の規定による変更の届出がされている場合は、変更後の構造設備）に変更がない場合に限り、第二項各号（第八号を除く。）に掲げる書類の添付を省略することができる。

5 営業者から当該旅館業を譲り受けた者で、前二項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式に添えて、提出しなければならない。

（許可証の交付）

第八条の二 保健所長は、法第三条第一項の規定により、許可をしたときは、第一号様式の二による許可証を申請した者に交付しなければならない。

（営業者の地位の承継の承認申請）

第九条 省令第二条第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併用）（第二号様式）及び旅館業営業承継承認申請書（分割用）（第二号様式の二）とし、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添えて、申請しなければならない。

（相続人の承認申請）

第十条 省令第三条第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続用）（第三号様式）とし、次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

（許可事項変更の届出）

第十一条 省令第四条の規定による変更の届出は、旅館業許可事項変更届出書（第四号様式）によつて行わなければならない。この場合において、施設の構造設備の変更に係る届出にあつては、当該届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める場合には、第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 施設の構造設備の概要書

二 変更前及び変更後の平面図

三 第八条第二項第四号から第七号までに掲げる書類

（営業の停止又は廃止の届出）

第十二条 省令第四条の規定による停止又は廃止の届出は、旅館業停止（廃止）届出書（第五号様

式)によつて行わなければならない。この場合において、廃止に係る届出にあつては、許可証(第一号様式の二)を添付しなければならない。

- 2 旅館業を営む者は、旅館業の一部又は全部を停止し、その後営業を開始したときは、十日以内に、旅館業開始届出書(第六号様式)を施設の所在地を所管する保健所の長に提出しなければならない。

(書類の提出)

第十三条 法、令、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、施設の所在地を所管する保健所の長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。
- 2 旅館業法施行細則(昭和三十二年三重県規則第七十九号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に法第三条第一項の規定による許可を受けてその営業の用に供している施設及び旅館業の用に供する目的で建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定による確認の申請書が提出されている施設(次項において「確認申請中の施設」という。)については、第二条第一号、第三号、第四号並びに第九号ロ及びニ、第三条第一号、第二号、第三号並びに第十一号ロ及びニ並びに第四条第一号、第二号、第三号並びに第十一号ロ及びニの規定は当該施設についてこの規則の施行の日以後に改築、大規模の修繕(建築基準法第二条に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(建築基準法第二条に規定する大規模の模様替をいう。)を行うまでの間、第二条第九号イ、ハ及びホ、第三条第十一号イ、ハ及びホ並びに第四条第十一号イ、ハ及びホの規定は昭和六十三年二月十二日までの間は、適用しない。
- 4 前項の規定中確認申請中の施設に係る部分は、昭和六十一年二月十二日までに建築基準法第七条第三項に規定する検査済証の交付を受けない施設については、適用しない。

附 則(昭和六十一年四月十五日三重県規則第二十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十年三月三十一日三重県規則第二十五号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年三月十九日三重県規則第二十八号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十三年十月十九日三重県規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月十四日三重県規則第十三号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日三重県規則第四十三号）

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

附 則（令和二年十二月十五日三重県規則第八十五号）

- 1 この細則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の旅館業法等施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

旅館業許可申請書

年 月 日

三重県知事

宛て

申請者

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業を経営したいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

1 施設の名称及び所在地等

名 称
所 在 地
電話番号

2 営業の種別

旅館・ホテル営業 ・ 簡易宿所営業 ・ 下宿営業

3 施設が旅館業法施行規則第5条第1項の各号のいずれかに該当するときは、その旨（季節的又は一時的営業の場合は、期間を明記）

有（ ） ・ 無

4 施設の構造設備の概要 別表のとおり

5 申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当するときは、その内容

有（ ） ・ 無

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 証紙貼付け欄 | | 保健所受付印 | |
|--------|--|--------|--|

添付書類

- 1 建物の配置図（縮尺、方位及び敷地の境界線を明示したもの）
- 2 付近見取図（縮尺、方位を明示したもの）
- 3 各階の平面図（縮尺、方位、間取り及び各室の用途等を明示したもの）
- 4 立面図（色彩を明示し、かつ、全周を明らかにしたもの）
- 5 玄関帳場及びその周囲の鳥かん図
- 6 屋外広告物及び屋外照明設備の形状、色彩及び設置場所を明示した図面
- 7 完成予想図（透視図）
- 8 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

別表

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------|-------------|------|------|------|------|--------|
| 敷 | 地 | | | | | | 平方メートル |
| 建 | 築 | 面 | 積 | | | | 平方メートル |
| 延 | 面 | 積 | | | | | 平方メートル |
| 棟 | 数 | | | | | | 棟 |
| 建 | 築 | 様 | 式 | | | | |
| 客 | 室 | 換気、照明等の状況 | | | | | |
| | | 間仕切の状況 | | | | | |
| | | 貴重品保管設備の状況 | | | | | |
| | | その他ごみ箱の配置状況 | | | | | |
| 便 | 所 | 構造及び便器の数 | | | | | |
| | | 防虫及び臭気抜きの状況 | | | | | |
| | | 手洗装置の状況 | | | | | |
| 洗面所 | 設置の状況 | | | | | | |
| | 排水の状況 | | | | | | |
| 浴 | 室 | 設置の状況 | | | | | |
| | | 構造の状況 | | | | | |
| | | 排水の状況 | | | | | |
| 客室数 | 客室数 | | | | | 計 | 室 |
| | 収容定員数 | | | | | 計 | 名 |
| 及び 収容 定員数 | 内 | 客室の積 | 平方 | 平方 | 平方 | 平方 | 平方 |
| | | 床面積 | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| | 室数 | 室 | 室 | 室 | 室 | 室 | |
| 訳 | 収容員 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| | 定員 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| 従 | 業 | 員 | 数 | | | | 名 |
| 旅館業法施行令第1条第1項第7号の設備状況 | | | | | | | |

許可番号

旅館業営業許可証

氏名

(法人にあつてはその名称)

年 月 日付けで申請のあつた旅館業営業については、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり許可する。

年 月 日

三重県知事

印

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業の種類
- 4 条 件

旅館業営業承継承認申請書（合併用）

年 月 日

三重県知事

宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり、旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第3条の2の規定により申請します。

記

1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

2 合併により消滅する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

3 合併の予定年月日

年 月 日

4 施設の名称及び所在地

施設の名称

施設の所在地

5 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当するときは、その内容有（ ） ・ 無

【添付書類】法人の定款又は寄付行為の写し

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 証紙貼付け欄 | | 保健所受付印 | |
|--------|--|--------|--|

旅館業営業承継承認申請書 (分割用)

年 月 日

三重県知事

宛て

住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第3条の2の規定により申請します。

記

- 1 分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
事務所所在地
法人の名称
代表者氏名
- 2 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
事務所所在地
法人の名称
代表者氏名
- 3 分割の予定年月日
年 月 日
- 4 施設の名称及び所在地
施設の名称
施設の所在地
- 5 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当するときは、その内容
有 () ・ 無

【添付書類】 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄付行為の写し

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 証紙貼付け欄 | | 保健所受付印 | |
|--------|--|--------|--|

旅館業営業承継承認申請書（相続用）

年 月 日

三重県知事

宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第3条の3の規定により申請します。

記

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名

住 所

2 相続開始の年月日

年 月 日

3 施設の名称及び所在地

施設の名称

所 在 地

4 申請者が旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当するときは、その内容

有（ ） ・ 無

【添付書類】 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
相続人が2人以上ある場合その全員の同意書

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 証紙貼付け欄 | | 保健所受付印 | |
|--------|--|--------|--|

旅館業許可事項変更届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

1 施設の名称及び所在地等

名称

所在地

電話番号

2 営業の種別

3 許可事項変更の内容

| 許可事項（変更前） | 変更事項（変更後） |
|-----------|-----------|
| | |

4 変更の年月日

年 月 日

備考 施設の構造設備の変更にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 施設の構造設備の概要書
- (2) 変更前及び変更後の平面図
- (3) 立面図（色彩を明示し、かつ、全周を明らかにしたもの）
- (4) 玄関帳場及びその周囲の鳥かん図
- (5) 屋外広告物及び屋外照明設備の形状、色彩及び設置場所を明示した図面
- (6) 完成予想図（透視図）

旅館業停止（廃止）届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業の全部（一部）を廃止したのを、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

1 施設の名称及び所在地等

名 称

所在地

電話番号

2 営業の種別

3 営業停止（廃止）理由

4 営業停止期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

営業廃止年月日 : 年 月 日

5 営業停止箇所

（注）廃業のときは、許可証を添付すること。

旅 館 業 開 始 届 出 書

年 月 日

三重県知事

宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業を開始したので、旅館業法等施行細則第12条第2項の規定により届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

名 称
所在地

2 営業の種別

3 停止していた期間： 年 月 日から 年 月 日まで

4 停止していた箇所

5 営業開始年月日： 年 月 日